

県央県南広域環境組合
第2期ごみ処理施設整備・運営事業に係る
設計施工監理業務委託

プロポーザル実施要領

令和4年度

県央県南広域環境組合

目 次

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 参加資格	1
4. 実施日程（予定）	2
5. 質疑	3
6. 参加方法	3
7. 技術提案書の提出	4
8. 選定方法	4
9. 審査	5
10. 優先交渉権者の選定	5
11. 選定結果の通知等	5
12. 契約	5
13. 技術提案参加資格の取り消し	6
14. 留意事項・その他	6

1. 目的

本実施要領は、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の設計施工監理業務委託の遂行にあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施し、一般廃棄物処理施設の整備及び運営事業に関する知識・経験、並びに高度な専門的技術力を有し、県央県南広域環境組合（以下「本組合」という。）に最も適した事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務委託

(2) 業務内容

別紙「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

諫早市福田町 1250 番地ほか

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

108,361,000 円（消費税及び地方消費税含む）

本プロポーザルにおける提案時の見積額はこの金額を超えてはならない。ただし、この金額は契約時の予定価格とは異なるものであることに留意すること。

(6) 支払条件

令和4年度から令和6年度：部分払い（年度末の出来高に応じて支払うものとする。）

令和7年度：完成払い

(7) 事務局（書類提出先、問い合わせ先等）

ア) 担当部署	県央県南広域環境組合 施設課 計画班
イ) 所在地	〒854-0001 長崎県諫早市福田町 1250 番地
ウ) 電話番号	0957-35-8203
エ) FAX 番号	0957-35-8201
オ) 電子メール	ounan@kouiki-kankyuu.com
カ) ホームページ	https://www.kouiki-kankyuu.com/

3. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次の掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②直近1年間において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）のいずれかにおいて、最新の建設コンサルタント業務（廃棄物）の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ④本組合またはいずれかの構成市の有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

- ⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者でないこと。
- ⑥経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項により更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項により再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、本組合またはいずれかの構成市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- ⑦会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止を受けていない者であること。
- ⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。
- ⑪同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていないこと。
- ⑫提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑬建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示 717 号）に基づく「廃棄物部門」の事業登録を行っている者であること。
- ⑭参加申込書提出時点において、国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合含む）の発注による過去 10 年間（平成 24 年度～令和 3 年度）に稼働した一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉で構成される全連続燃焼式ストーカ炉かつ蒸気タービン発電設備を有する施設）の設計施工監理業務を元請として受注した実績（基幹的設備改良工事の施工監理実績を除く）を複数件有すること。
- ⑮別紙仕様書に示す資格及び実績を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者の配置が可能であること。

4. 実施日程（予定） ※日程は変更することがあります。

事項	実施期間又は期日
公告（募集開始）	令和 4 年 4 月 20 日（水）
質問受付期限	令和 4 年 4 月 25 日（月）午後 4 時まで
質問回答期限	令和 4 年 4 月 27 日（水）まで
参加表明書等提出期限	令和 4 年 5 月 2 日（月）午後 4 時まで
参加資格審査結果通知	令和 4 年 5 月 6 日（金）
技術提案書等提出期限	令和 4 年 5 月 20 日（金）午後 4 時まで
審査（プレゼンテーションの実施）	令和 4 年 5 月 31 日（火）
審査結果通知	令和 4 年 6 月上旬

5. 質疑

質疑は次の方法によるものとし、電話や口頭での質問は受け付けない。また、現場説明会は開催しない。質問の内容によって、委託業者の選定に公平性が保てない場合は、質問事項に対して回答しない場合がある。

(1) 提出書類

ア) 質問書【様式1】

(2) 提出方法

電子メールに限る。

※電子メールの到達を電話で確認すること。

メールアドレス、電話番号については「2. 業務概要（7）事務局」のとおり。

(3) 提出期限

令和4年4月25日（月）午後4時まで

(4) 回答

令和4年4月27日（水）までに、本組合ホームページで公表する。

6. 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は以下の方法により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加表明書【様式2】

② 建設コンサルタント（廃棄物部門）の登録を証明する書類の写し

③ 商業登記簿謄本（申請時において、発行日から3ヶ月以内のもの。写し可）

④ 納税証明書（完納を証明できるもの）

(2) 提出部数

各1部（ファイリングする等整理した上で提出すること。）

(3) 提出期限

令和4年5月2日（月）午後4時まで（必着）

(4) 提出場所

「2. 業務概要（7）事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする。

※郵送の場合は、書留郵便とし、事前に「2. 業務概要（7）事務局」へ電話連絡を行うこと。未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとする。

(6) 結果通知

参加資格の審査結果については、令和4年5月6日（金）に参加表明を行った全ての事業者に対して通知する。

7. 技術提案書の提出

参加資格確認結果の通知を受け、本手続きに参加する者（以下「参加者」という。）は技術提案書を提出すること。方法等については以下のとおりとする。

正本には企業名を記載し、副本には企業名または企業名を類推できる情報を記載しないこと。

(1) 提出書類

- ① 技術提案書【様式3】 (正本1部)
- ② 基礎審査に関する提案書【様式4】 (正本1部、副本9部)
- ③ 技術審査に関する提案書【様式5】 (正本1部、副本9部)
- ④ 提案見積書【様式6】 (正本1部)
- ⑤ 技術提案書の電子データを格納した電子媒体 (1部)
(CD-R等、データ形式はWord、Excel、PDFとする)

(2) 提出期限

令和4年5月20日(金)午後4時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする。

※郵送の場合は、書留郵便とし、事前に「2. 業務概要(7)事務局」へ電話連絡を行うこと。未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとする。

(4) その他

技術提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。

8. 選定方法

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、審査として書類審査及びプレゼンテーション審査を行うものとする。

選定委員会において、技術提案書の審査及び「9. 審査」に示すプレゼンテーションに基づく審査を行い、各委員の評価点(80点満点)の平均点と価格審査の評価点(20点満点)の合計を参加者の総得点(100点満点)とし、その総得点が最も高い者から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、総得点が最も高い者が2者以上あるときは、見積金額が低い事業者を優先交渉権者とする。さらに、見積金額が同額であった場合、くじにより優先交渉権者を定めるものとする。(くじの日程及び場所等については、別途指示による。)

審査における評価の配点は以下のとおりとする。各評価方法は別紙「評価基準」のとおりとする。

評価事項	配点
技術提案(基礎審査・技術審査)の評価	80点
見積金額(価格審査)の評価	20点

9. 審査

参加表明を行い資格審査で参加を認めた事業者について、次のとおり審査を行う。

(1) 書類審査

ア) 審査方法

技術提案書について、審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

ア) 実施日 (予定)

令和4年5月31日(火) ※予定であり変更となる場合もある。

イ) 実施時間及び場所

後日事業者へ通知する。

ウ) プレゼンテーション実施要領

- ①説明時間 20 分以内、質疑応答 20 分を目安とし、合計 40 分以内とする。この時間はあくまでも目安であり、変更もあり得る。
- ②プレゼンテーションの順番は、技術提案書提出時にくじを引きて順番を決定する。
- ③プレゼンテーションに出席できる者は5名以内とし、総括責任者（管理技術者）及び副総括責任者（土木建築担当技術者並びにプラント担当技術者）を参加させること。
- ④提案内容の説明は、本業務を担当する管理技術者が行うこと。ただし、質疑応答に関しては、この限りではない。
- ⑤プレゼンテーションに使用する機材等については、スクリーンは本組合が準備する（会場によっては壁面へ直接投影する場合もある）。プロジェクター、パソコン及びその他必要な機材等は事業者が準備すること。

10. 優先交渉権者の選定

(1) 最終審査

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、評価の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(2) 次点交渉権者の選定

優先交渉権者の技術提案参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

11. 選定結果の通知等

本プロポーザルの選定結果は、全ての技術提案者に書面により通知するとともに、本組合ホームページ上で公表する。なお、審査結果の異議申し立ては一切受け付けない。

12. 契約

(1) 優先交渉権者と本組合とで、業務内容、契約金額、契約条件等について協議及び調整が整ったときに、提案上限額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。

(2) 上記により、優先交渉権者と協議及び調整が整わなかったときは、次点交渉権者と契約に向けた協議及び調整を行い、提案上限額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。

13. 技術提案参加資格の取り消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、技術提案参加資格を取り消し、提出された技術提案書等は無効とする。なお、提出された技術提案書について返還請求がなされた場合は返却するものとする。

- (1) 参加表明以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合。
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員又は関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく審議に反するものと選定委員会が認めた場合。

14. 留意事項・その他

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しないものとする（13項を除く）。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出は認めない。
- (3) 提出された書類に不備不足がある場合、参加が無効となる場合がある。
- (4) 提出書類作成等、参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、公開請求があった場合でも非公開とする。
- (6) 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (7) 参加表明以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。この場合において、辞退届には、社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- (8) 辞退により、今後、不利益な取り扱いを受けることはない。
- (9) 参加表明を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。なお、評価点が合格基準点に満たない場合には優先交渉権者の選定は行わない。
- (10) 参加者は本組合のホームページに公表している本事業の要求水準書等を熟知したうえで技術提案書の提出及びプレゼンテーションに参加すること。
- (11) 本組合の条例等については、本組合のホームページで確認すること。
- (12) 参加者が、審査及び選定結果についての説明を求める場合は、審査結果と発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。ただし、異議申し立ては認めない。
- (13) 優先交渉権者は、技術提案書の内容を適切に反映した特記仕様書を作成し、本組合と打ち合わせ協議し、必要に応じ内容の追加、変更又は削除等を行い、業務内容を決定する。
- (14) 書類の提出又は授受等において、来所する場合は事前に電話連絡を行うこと。また、来所時には名刺等事業者との関係が分かるものを提示すること。
- (15) 本組合及び参加者は、本プロポーザルの実施過程において新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、スケジュールの延期又は変更を行う場合があることをあらかじめ承諾するものとする。
- (16) 本事業の工事請負契約が締結されない場合、本業務の契約を締結しない場合があることをあらかじめ承諾するものとし、この要領は無効となり、本組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

【別紙】

中央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務委託
技術提案書評価基準

1. 技術提案（基礎審査・技術審査）の評価に対する配点（80点）

審査項目	様式	評価項目	評価配点
基礎審査 20点	4-1	参加者の企業としての信頼性・本業務の実施体制	5点
	4-2	業務実績	15点
技術審査 60点	5-1	実施方針	15点
	5-2	業務計画	5点
	5-3	業務内容	25点
	5-4	参加者の特徴	15点

【基礎審査、技術審査に係る評価方法】

- ・得点は、各委員の評価点の平均値とする。
- ・点数は、小数点第3位を四捨五入した小数点第2位までの値とする。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	高度な能力を有し優秀である	評価配点×100%
B	十分な能力を有し満足できる	評価配点×75%
C	平均的である	評価配点×50%
D	平均よりやや劣る	評価配点×25%
E	平均より劣る	評価配点×0%

2. 見積金額（価格審査）に対する配点（20点）

【計算方法】

$$\text{見積金額に対する得点} = 20 \text{点} \times \frac{\text{最低見積額}}{\text{参加者の見積額}}$$

- ・点数は、小数点第3位を四捨五入した小数点第2位までの値とする。
- ・定量化限度額は設定していない。

3. プロポーザル参加者の得点

【計算方法】

$$\text{総得点} = (\text{技術提案の評価に対する得点}) + (\text{見積金額に対する得点})$$

- ・プロポーザル参加者の得点は、上記1. 及び2. に対する得点の合計とする。
- ・合格基準点を60点以上とし、合格基準点を下回った場合は失格とする。